

平成 25 年 4 月 25 日

会員 各位

【住活協 13-4-8】

(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会

事務局 中川 智之

木材利用ポイント事業 事業者登録のお知らせ

拝啓 陽春の候、貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日 (4/25)、林野庁木材利用ポイント事業ホームページに事業者登録の方法、書類がアップいたしました。登録期間が限られております。必ずホームページをご確認の上、グループ会員様への周知徹底をお願いいたします。

なお、主だった注意点と質問がありそうな事項について下記にまとめておりますので参考にしてください。

敬具

記

<ご注意点>

*本通達は現時点で住活協事務局が入手している情報を基に作成しております。運用後に林野庁サイトで変更が生じることもありうることをお含みおきください。

*事業者登録は①住宅施工業者（工務店・不動産販売店）と②供給業者（材木店・販売店）がありますが、今回は供給業者の登録については発表されておられません。

①住宅施工業者

*登録期間は ①住宅施工業者：平成 25 年 5 月上旬～5 月 31 日 消印有効

*申請先は ①住宅施工業者：工事を行う都道府県の協議会事務局へ郵送。
→施工する県が 2 県以上にまたがる場合はそれぞれの県に提出してください。
ex) 大阪府と兵庫県で施工する可能性がある場合は大阪府と兵庫県に提出。

*申請書類：

- ・ 1) 単県型（2 枚 1 組） 2) 全国型（3 枚 1 組） があります。

通常は単県型を施工する可能性のある県の協議会事務局に提出ください。

登録を行っていない県で後日、工事を受注されても木材利用ポイントの申請は出来ませんのでご注意ください。

- ・ 必要書類 ①認定申請書（単県型）

②申請者確認書類

→【申請者が法人の場合】現在事項証明書（申請日3ヶ月以内発行）のコピー

→【申請者が個人の場合】下記書類のうち、いずれかのコピー

- 1) 運転免許証 2) 健康保険証 3) 住民基本台帳カード 4) 日本国パスポート

③建設業等に関する書類（下記 1) 2) 3) のうちいずれか1つ）のコピー

- 1) 建設業許可証明書 2) 宅地建物取引業者免許 3) その他（以下詳細）

3) その他 は上記1) 2) を用意できない場合のみで、Aより1つ Bより1つ

2種類の組み合わせで提出。 A のみ B のみで2種類は不可です。

A a: 過去1年以内の新築木造住宅建築工事請負契約書

or

A b: 過去1年以内の所得税の確定申告書B控えの写し

A c: 過去1年以内の内装・外装木質工事請負契約書の写し

} いずれか1つ

B a: 労働者災害補償保険加入証明書

or

B b: 建設国民健康保険組合の保険証の写し

} どちらか1つ

Aより1つ +Bより1つ=計2種類

・署名・捺印

申請書類1枚目の印鑑欄は「社印（角判）」もしくは「代表者印（丸判）」になります。

申請書類2枚目に**書類作成者の署名（直筆）と捺印**（書類作成者）があります。忘れないでください。

→当然ですが、シャチハタ等のゴム印は不可です。

*申請後のながれ

*ID番号の入った登録完了通知が届きます。

*木材利用ポイントHPに登録事業者として掲載されます。

*木材利用ポイント使用物件の工事が完了後、IDを使って申請書類を作成。提出します。

以上